

## ドコモ光コラボプラン特約

(本規約の目的)

第1条 ドコモ光コラボプラン特約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社エディオン（以下「当社」といいます。）が提供するドコモ光コラボプラン（以下「本サービス」といいます。）の利用について定めるものであり、本規約は本サービスに関する契約者と当社との間の一切の關係に適用されます。

2 本規約がエディオンネット契約約款と異なる定めをしているときは、本サービスの利用に限り本規約が優先します。

(本サービスの提供)

第2条 本サービスは、株式会社NTT ドコモ（以下「ドコモ」といいます。）が提供するドコモ光サービス（以下「ドコモ光」といいます。）の利用を同時行う場合に限り利用申込みが可能となります。また、利用申込みは、ドコモがその受付を行うものとします。

(本サービスの月額利用料金)

第3条 本サービスの月額利用料金は、ドコモがその料金設定を行い、ドコモと一体化して提供する場合のドコモ光の基本使用料に含まれるものとします。また、当該月額利用料金にはエディオンネットサービス基本料が含まれているものとします。

(債権譲渡の同意)

第4条 契約者は、本サービスの月額利用料金について当社がドコモに対しその債権を譲渡し、その債権譲渡に基づきドコモがドコモ光基本使用料として請求を行うことに同意するものとします。

(ドコモ光契約者と契約者名義が異なる場合の取扱い)

第5条 契約者の名義がドコモ光契約者と異なる場合においても、契約者はドコモ光利用契約に基づきサービスの提供が行われることに同意するものとします。また、月額利用料金はドコモ光契約者がその債務を引き受けることに同意するものとします。

(利用不能の場合における料金等の精算)

第6条 契約者の責めによらない理由により本サービスの利用がまったくできない状態が生じた際の料金等の精算は、ドコモが「ドコモ約款」の規定に基づき行うものとします。

(契約者による契約解除申込み)

第7条 契約者が、本サービスの利用契約を解除する場合は、ドコモに対しドコモが指定する方法により行うものとします。

(契約者情報の開示)

第8条 契約者は、当社がエディオンネット契約約款に基づきエディオンネットサービスの提供の停止および契約の解除を行った場合は、当社がドコモに対しその理由を開示することに同意するものとします。

(特約の変更)

第9条 当社は、以下の場合に、当社の裁量により本規約を変更できるものとします。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約に基づきます。

(1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 当社は、前項第2号による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を、事前に相応の期間をもって当社のホームページ (<https://www.enjoy.jp>)、店頭配布物、掲示などで通知します。

附則

(実施期日)

本規約は、2015年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2015年2月16日から実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2020年4月1日から実施します。